

# 山梨県のインフルエンザの発生状況について (峡南保健所管内 注意報レベル入り)

令和 8 年 1 月 7 日作成  
山梨県感染症対策センター

令和 7 年第 52 週（12 月 22 日～12 月 28 日）の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

## インフルエンザの定点あたり報告数※1

峡南保健所管内 : 12.67

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、峡南保健所管内はインフルエンザの注意報レベル※2に入ったと考えられます。

学校や仕事が再開して人の動きが活発化することから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【峡南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 38 人  $38 \text{ 人} \div 3 \text{ 医療機関} = 12.67$

※2 県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

## 【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
52 週 (12/22～12/28)	25.94	38.67	22.33	12.67	23.43	15.43
51 週 (12/15～12/21)	36.69	52.17	34.50	9.33	34.43	26.00
50 週 (12/8～12/14)	41.71	64.08	33.17	8.00	36.71	30.14
49 週 (12/1～12/7)	40.89	55.50	30.83	21.33	37.29	36.43
48 週 (11/24～11/30)	32.71	44.08	25.33	8.67	40.57	22.00

## 【令和 7 年 保健所別直近の注意報・警報レベル入り】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡東保健所管内	第 44 週 (10/27～11/2)	第 47 週 (11/17～11/23)
峡南保健所管内	第 49 週 (12/1～12/7)	
富士・東部保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 47 週 (11/17～11/23)
参考) 甲府市保健所管内	第 46 週 (11/10～11/16)	第 49 週 (12/1～12/7)

## インフルエンザの予防対策

### ●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、**予防接種**を検討しましょう。

### ●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

### ●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際は**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>